

公休日の8月1日までの延長に伴う当館の領事業務の御案内

在留邦人の皆様へ
当地滞在中の皆様へ

2021年7月24日

1. 昨23日、国家統治評議会は、新型コロナウイルス感染症対策のため、7月17日から25日までとしていた公休日について、8月1日まで延長する旨発表しました。これに伴い、当館は、7月26日（月）から30日（金）までの間、領事業務のみ電話と窓口での対応を行います（領事業務以外の業務は遠隔での対応となりますので、御了承ください。）。問い合わせ先と領事窓口の予約方法は、以下のとおりです。

■来館予約や領事業務に関する問い合わせ先

メール：ryoji@yn.mofa.go.jp

日本語：09-250-954-553（日本からかける場合 +95-9-250-954-553）8：30～16：00

ミャンマー語：09-501-2203（日本からかける場合 +95-9-501-2203）8：30～16：00

■領事窓口への来館予約方法

上記のメールアドレス又は電話番号まで下記事項を御連絡ください（間違い防止のため、可能な限り電子メールでの連絡をお願いします。）。

- ・来館者名
- ・申請者名
- ・来館希望日時（第3希望まで。来館可能時間は8：30～14：00）
- ・申請手続内容（旅券・在留証明等）
- ・連絡先（電話番号及びメールアドレス【必須】）

■来館の際の注意点等については以下を御参照ください。

https://www.mm.emb-japan.go.jp/itpr_ja/20210711ryoji.html

2. この公休日の期間中は、生活必需品の購入等を除く外出自粛や、医療、銀行業務等を除く活動制限が要請されています。在留邦人の陽性例も引き続き報告されていますので、在留邦人の皆様におかれては、この公休日の期間中も、不要不急の外出を極力控え、より一層の「3つの密（密閉・密集・密接）」の回避、マスクの常時着用、手洗いや手指消毒の励行により、感染予防策を一層徹底していただくと共に、体調管理には十分留意していただくよう、重ねてお願いします。新型コロナウイルスの感染やその疑いがある旨診断された場合には、医務班メールアドレス（m.medical@yn.mofa.go.jp）へ御連絡いただきますようお願いいたします。

3. また、これまで累次お伝えしているとおり、目下の厳しい感染状況と医療体制にかんがみ、当地において真に必要かつ急を要する用務等がない場合には、増便されたANA便の利用による一時帰国の可能性を検討されることを引き続き強くお勧めします。

在ミャンマー日本国大使館領事班